

令和7年度
農地中間管理事業に係る
評価意見書

令和8年6月
農地中間管理事業評価委員会

令和7年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 令和7年度の事業実施状況

- 地域計画を策定した市町村 172 市町村
- 中間管理事業を実施した市町村 152 市町村
- 借入 152 市町村、5,215 件、32,734ha
(計画 38,600ha に対し 84.8%、前年比 31,670ha 増、対前年 31 倍)
- 貸付 152 市町村、5,215 件、32,734ha
(計画 38,600ha に対し 84.8%、前年比 31,670ha 増、対前年 31 倍)
- 賃借料 1,540,811 千円 (前年比 1,489,224 千円増、対前年 30 倍)

2. 事業実施状況に対する評価

令和7年度から農地の権利移動は原則、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に一元化され、借入・貸付実績とも前年に比べ大幅に増加した。このような中、組織体制の強化や事務の効率化を進め、さらには市町村や農業委員会の協力を得ることで、一部事務に遅れは生じたものの、年度内に全ての案件を処理することができた。

また、5市町（むかわ町、滝川市、森町、旭川市、剣淵町）において、所有者不明農地（7件 16.1ha）を知事裁定により借り受け、地域の担い手に貸し付けたほか、剣淵町においては遊休農地（1件 6.4ha）を借り受け、遊休農地解消対策事業を活用し簡易な整備（4.6ha）を実施した上で地域の担い手に貸し付けた。

令和7年度の農地中間管理事業の収支は、収入が 1,189,904 千円対し費用が 1,249,595 千円で 59,691 千円のマイナスとなった。主な要因としては、業務量の大幅な増加に対応するため、農地関係職員を増員し組織体制の強化を図ったことや、業務管理システムの改修、請求書等の発送業務の委託に伴う費用の増加などが挙げられる。

農地中間管理事業には国及び道から補助金が支出されており、当面の間、手数料の徴収を行わないこととしていることから、より一層業務の効率化を進めながら安定的な事業運営に努めていく必要がある。

一方、農地中間管理機構事業の特例事業である農地売買等事業の買入面積は12,456haと前年に比べ5,534ha増、売渡面積は11,028haと前年に比べ4,885ha増と大きく増加した。これは、既存の貸付タイプに加え、即売タイプ（機構が農地を買入後、貸付を行わずに売渡）の取扱いが本格的に開始したことが主な要因となっている。

本道では依然として農地売買等事業の役割が大きいことから、今後も安定的に本事業を取り進めていく必要がある。

3. 事業推進状況に対する評価

(1) 地域計画と連携した取組の推進

本道の担い手への農地集積率は、92.5%と全国の61.5%を大きく上回っている。

また、都府県は貸借の権利移動が中心となる中、本道は売買の志向が強かったが、近年は貸借の割合が高まっており、農地中間管理事業は地域計画を実現する上で重要な手段となっている。機構においては、本所と支所が一体となって地域計画の実現に向け、地域の関係機関・団体の理解と協力の下に、農地の権利移動を効果的かつ円滑に実施していく必要がある。

(2) 事務処理の効率化

事業量の大幅な増加を見据え、継続的に事務手続きの周知と理解の醸成に努めてきたほか、知事から市町村長への農用地利用集積等促進計画の認可権限の委譲と併せ、市町村及び農業委員会等への促進計画案作成の委託や協力体制の構築、添付書類の削減、業務管理システムの改修、支所への貸借の決定権限の移譲などに取り組んできた。今後とも、地域の負担軽減と事務の効率化に向け、様々な事務処理の改善策を検討し実施していく必要がある。

4. 総括

農業従事者の高齢化の進行や後継者不在などにより農家戸数の減少が続く中、新規参入者等を含めた多様な担い手を育成し、優良農地を提供する取組のほか、所有者不明農地の利活用や遊休農地の解消等も併せて進めることで、国内の農業生産の基盤である農地の適正かつ有効な利用を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速させる必要がある。

また、市町村が策定した地域計画は、引き続き地域における話し合いをベースにブラッシュアップを進め、あるべき農地利用の姿を目指していくことが求められる。

ており、機構としても地域の協議の場へ積極的に参加し、地域の意向に即した農地の権利移動の状況について情報提供を行うとともに、地域関係者と一層の連携強化を図り、地域のニーズを的確に把握する必要がある。

国は令和9年度に向け、農地制度の見直しの検討を進めていることから、本来の目的に沿った制度となるよう、関係機関・団体とも十分に連携し、円滑な事業の実施に向けた対応を検討していく必要がある。

道及び市町村、農業委員会をはじめとする関係機関・団体との役割分担の下、密接に連携することはもとより、農地制度の見直しの方向性も見据えながら、農地中間管理事業及び農地売買等事業の継続的かつ安定的な運営に向け、更なる事務の効率化と迅速化、業務執行体制の強化等に取り組むべきである。

■ 農地中間管理事業評価委員

氏名	所属・職名
東山 寛	北海道大学大学院農学研究院 教授
菊入 等	一般社団法人 北海道農業会議 代表理事会長
中島 拓也	中島拓也税理士事務所 所長
関口 哲治	えんゆう農業協同組合 代表理事組合長
藤田 二	北海道土地改良事業団体連合会 専務理事